

# 多肥地区景観ルール

# 1 景観形成方針と基準

## 多肥地区の県道太田上町志度線ブロック

### 【景観特性】

多肥地区の県道太田上町志度バイパス及び都市計画道路朝日町仏生山線工事計画区間においては、道路の開通に伴う沿線の大規模開発により、無秩序な外観が形成される恐れがあります。

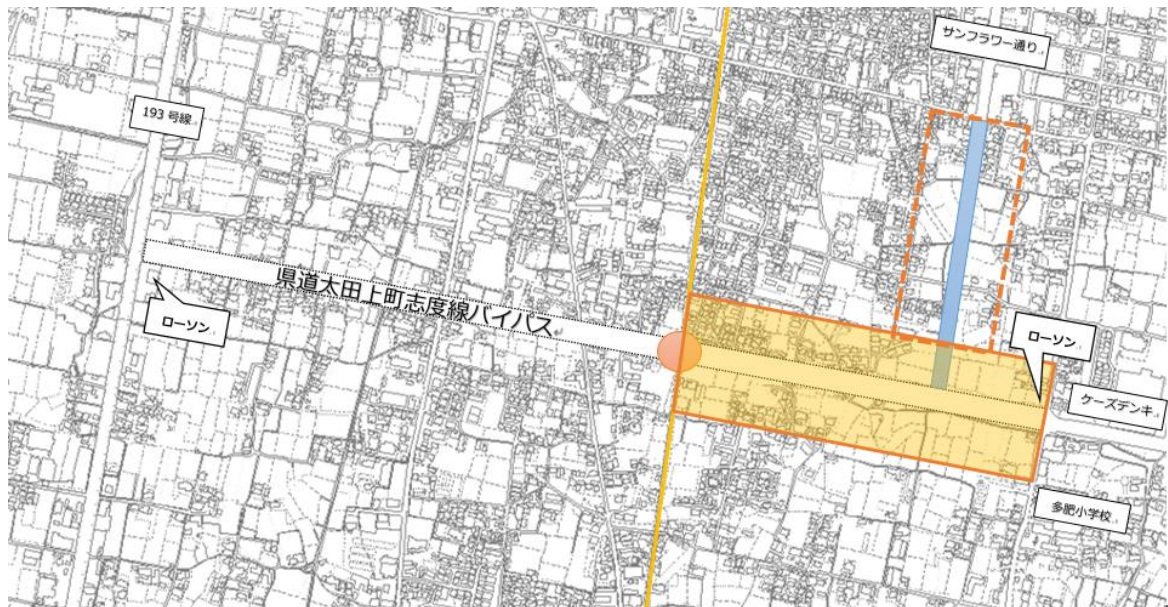
また、県道太田上町志度線ブロックでは、『知的産業拠点につながる健康づくり・子育てがしやすいまち』をコンセプトにまちづくりの方針を定めており、子供たちが安心・安全に通学でき、まちに愛着を持つような街並みが求められています。

これらの地域の持つ課題を解決するため、多肥地区独自のルールにより、景観を保全することが必要です。

### 【景観形成の方針】

**「子供たちが安心・安全に通学でき、まちに愛着を持つような景観づくりを進めます。」**

### 【対象地区】



- 景観ルール適用範囲
- 景観ルール適用範囲延長予定地
- 都市計画道路朝日町仏生山線工事計画区間
- 線路（ことでん琴平線）
- 新駅設置予定地

県道太田上町志度線バイパスの新駅設置予定地以东から多肥小学校北交差点と、都市計画道路朝日町仏生山線工事計画区間において、道路の路端から100mの範囲

【景観形成の基準】

項目		景観形成基準								
建築物	配置・規模	<p>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□周辺との調和に配慮し、樹木や生垣、芝生等緑化空間の形成に努める。</p> <p>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</p> <p>□背景となる山や樹林地との調和に配慮した配置、規模とする。</p> <p>□広がりのある田園景観との調和に配慮したゆとりある配置とする。</p>								
	形態・意匠	<p>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</p> <p>□街角等では、立地特性を活かした形態・意匠とする。</p> <p>□住居系の用途地域では、周囲との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</p> <p>□勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。</p> <p>□広がりのある田園景観との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</p>								
	色彩	<p>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</p> <p>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</p> <p>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものとする。</p> <p>□建築物の壁面の色彩について、主に白色系を基調とした淡い色を使用する。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</p> <p>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、高松市景観計画の基準に関わらず、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（自然素材に彩色を施さず使用する場合を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="451 1839 1428 1989"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>8.5以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>8.5以上</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	8.5以上	その他	2以下
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	8.5以上								
その他	2以下	8.5以上								

項目		景観形成基準
建築物	素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工 作 物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>

項目		景観形成基準
工 作 物	形態・ 意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとす。
	素材・ 材料	<input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。 <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。
	屋外広 告物	<input type="checkbox"/> 地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。 <input type="checkbox"/> LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の面積は、条例の基準に関わらず、必要最小限の大きさにする。 <input type="checkbox"/> 敷地内に設置する広告板又は広告塔について、地面からの高さを4m未満にする。 <input type="checkbox"/> 屋上広告とそれに類する広告物の掲出を控え、景観の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 公序良俗に反する広告の掲出を控える等、周辺児童の心身の成長及び人格形成に良好な環境の維持に努める。
開 発 行 為	<input type="checkbox"/> 開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹林地はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲の自然となじむよう配慮する。	

## 2 多肥地区において特に配慮すべき事項

### 配慮事項① 建物、工作物等

協議の対象地区は、高松市景観計画において、市街地景観ゾーン又は田園居住景観ゾーンに指定されています。

建物、工作物等を建築、設置する際には、これらの基準を順守するとともに、以下の点について配慮します。

- ・建築物の壁面の色彩について、主に白色系を基調とした淡い色を使用します。(自然石や木材に彩色を施さず使用する場合、それらの素材については適用しない。)
- ・周辺との調和に配慮し、樹木や生垣、芝生等緑化空間の形成に努めます。
- ・外観(外壁及び屋根)の基調色は、高松市景観計画の基準に関わらず、次の色彩基準(マンセル表色系)に適合したものとします。(自然素材に彩色を施さず使用する場合を除く。)

色 相	彩 度	明 度
Y、YR、R	4以下	8.5以上
その他	2以下	8.5以上

### 配慮事項② 屋外広告物

協議の対象地区は、高松市屋外広告物条例において、第2種許可地域又は第3種許可地域に指定されています。

屋外広告物を設置する際には、これらの規程を順守するとともに、以下の点について配慮します。

- ・屋外広告物の面積は、条例の基準の上限に関わらず、必要最小限の大きさにするよう努めます。
- ・敷地内に設置する広告板又は広告塔について、地面からの高さを4m未満にして、景観の保全に努めます。
- ・屋上広告とそれに類する広告物の掲出を控え、景観の保全に努めます。

### 配慮事項③ 地域で活動する際のマナー

協議の対象区域内で活動する際には、マナーとして以下の点について配慮します。

- ・近隣に対する騒音や悪臭などを発生させません。
- ・周辺環境に十分配慮し、過剰な照明は避けます。
- ・公序良俗に反する広告の掲出を控える等、周辺児童の心身の成長及び人格形成に良好な環境の維持に努めます。

### 3 届出対象行為

対象地域においては、以下の届出対象行為に該当する場合、多肥地区コミュニティ協議会への事前協議通知を行う必要があります。

行為の内容		対象行為
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの(建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの)
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為	区域面積が3,000㎡を超えるもの

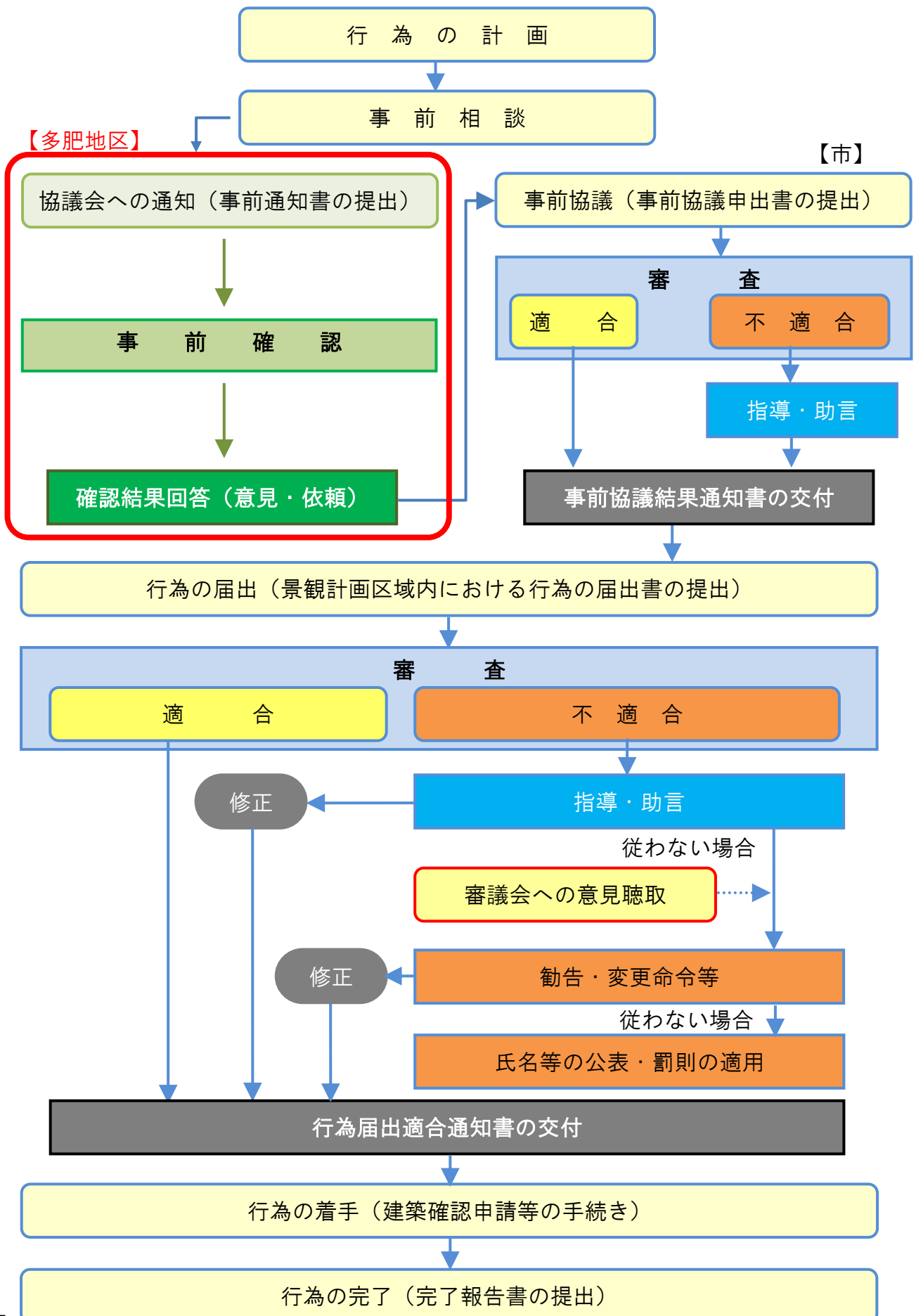
※対象となる工作物は次に挙げるもの。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 擁壁
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (9) 立体駐車場
- (10) 前各号に掲げるもののほか、住民が指定するもの

#### ■届出等の対象除外となる行為

- 一戸建ての専用住宅として建築される行為
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等として行う行為
- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観法第16条第7項第11号の政令で定める行為（景観法施行令第10条で定めるもの）

## 4 届出の流れ





# 様式

(表)

年 月 日

多肥地区コミュニティ協議会長 殿

届出者 住所

氏名

印

電話番号

### 多肥地区景観ルール 事前協議通知書

多肥地区景観ルールにより定められた区域内で行う行為について、次のとおり通知します。

店舗・建物名		
行為の場所		高松市多肥上町
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
行為の予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
設計者	住所	
	氏名	
	電話番号	
施工者	住所	
	氏名	
	電話番号	
建築物所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

※該当する□内にレ印を付けてください。  
 ※添付書類については裏面をご覧ください。



令和3年4月1日 策定

多肥地区コミュニティセンター

〒761-8076 高松市多肥上町433-5

TEL : 087-889-4956

FAX : 087-880-1257